

令和8年度事業計画

第1. 重点実施事項

我が国の経済は、長期に亘るデフレ、世界的な金融危機や度重なる自然災害など、幾度となく困難な状況乗り越え、「デフレ・コストカット型経済」から「成長型経済」への移行の分岐点に立っている。

このため政府は、「責任ある積極財政」の下で、「危機管理投資」と「成長投資」を通じて、時代の要請に応える経済政策を力強く進めていくこととしている。

こうした状況の中で、昨年6月に成立した「トラック適正化二法」に関しては全面施行に向けて、事業許可の更新制度、適正原価の策定等に向けて、国土交通省と強く連携を図り、業界が一致結束して、取り組んでいくこととしている。

また、本年4月に施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取り締まりに関しては、会員事業者及び荷主に対し、事業の推進について、周知徹底を図り、業界の健全化を推し進めることとしている。

さらに、安心して安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、車両技術向上対策の推進、社会的評価向上対策の推進について取り組むこととしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和8年度においても、公益社団法人全日本トラック協会と緊密な連携のもと、各地区トラック協会とともに山積する諸課題に積極的に取り組み、次の対策を重点実施事項とし、併せて、各委員会の事業計画及び運輸事業振興助成交付金事業に係る事業計画に基づき諸施策を積極的に推進する。

1. 経営基盤強化対策について

- (1) トラック適正化二法及び改正物流法等への対応を図る。
- (2) 「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の活用等による運賃・料金収受の推進を図る。
- (3) 燃料高騰対策の推進並びに燃料サーチャージ導入の促進を図る。
- (4) 新技術を活用した物流DX及び効率化等を推進する。
- (5) 北海道・本州間のフェリー等利用について、高速道路料金の割引に相当する助成制度の創設等、料金の割引又は支援措置について要望陳情活動を行う。

2. 働き方改革の実現に向けた対策について

- (1) 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守を図るため、各種施策を推進する。
- (2) トラック輸送の生産性の向上と輸送効率化を図るため、改正物流効率化法に基づく取組みなど各種施策を推進する。
- (3) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を通じて、荷主企業に対し労働規制の理解と協力を求める。

3. 荷主対策の深度化の推進について

- (1) 運輸局等のトラック・物流Gメンと連携し、荷主等に対して違反原因行為の防止・改善について協力要請を図る。

4. 税制・金融対策について

- (1) 自動車関係諸税の軽減・簡素化等について要望陳情活動を行う。

5. 交通事故、労働災害事故防止対策について

- (1) 交通事故撲滅に向け運輸安全マネジメントの普及拡大等トラック運送事業における総合安全プラン2030に基づく対策の推進及び安全支援機器等の普及促進を図る。

- (2) 飲酒運転の根絶対策を行う。
- (3) 車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。
- (4) 過労死等防止対策・労働災害防止対策の推進を図る。
- (5) 運転者に対する安全運転講習の充実など、交通事故防止対策の強化を図る。
- (6) 健康状態に起因する事故を防止するため、脳、心臓を含む健康診断及び睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査等の推進を図る。

6. 高規格道路等の整備促進について

- (1) 高速道路の整備状況に応じた料金の割引制度の新設、高規格道路の早期延長・複線化及び安全対策など使いやすい道路の実現を推進する。
- (2) 高規格道路及び一般道の休憩施設拡充について要望陳情活動を行う。

7. 適正化事業の公正・着実な推進

- (1) 総合評価がD・Eなど指導の必要性が高い事業所に重点化した巡回指導を推進する。
- (2) 乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導の的確な対応を図る。
- (3) 貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」の積極的な推進を図る。
- (4) 運輸安全マネジメント導入の推進を図る。

8. 環境・SDGs対策について

- (1) 「環境ビジョン2030」及び環境・GXの推進を図る。
- (2) SDGs（持続可能な開発目標）への対応を図る。

9. 労働対策について

- (1) 自動点呼機器の導入促進及び「特定技能制度」による外国人材の採用などに向けた取り組みなど人材不足対策の積極的な推進を図る。
- (2) 「運転者職場環境良好度認証制度」の取得促進など運転者の労働環境改善を推進し、就業先として魅力ある業界とするための対策を講じる。

10. 緊急輸送体制の確立について

- (1) 大規模災害発生時における緊急物資輸送体制の確立を推進する。
- (2) 大規模災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大を推進する。

11. 新技術を活用した物流DXの推進について

- (1) 自動運転及び環境対応車等の新技術への対応を図る。
- (2) IT化の推進並びに情報セキュリティ対策の対応を図る。
- (3) 総合物流施策大綱に基づく物流DXを推進する。

12. 広報対策について

- (1) 会員事業者に対して広報誌、ホームページ、ファクシミリ通信等を活用した情報提供を行う。
- (2) トラック運送業界の実情や社会的役割について道民及び荷主への理解を深めることを目的にテレビ、ラジオ、新聞、SNS等各種メディアを活用した啓発を行う。

13. 協会活性化対策について

- (1) 会員事業者に有益な事業を積極的に展開するとともに、未加入事業者の加入促進を図る。

第2. 各委員会の事業計画

<総務委員会>

1. 燃料高騰対策の推進を図る。
2. 自動車関係諸税の軽減・簡素化を求める運動を展開する。
3. トラック適正化二法及び物流改正法への対応への対応等、業界を取り巻く諸問題解決のため、委員会・部会等と連携して、関係機関に対し必要な支援を求める。
4. 広報誌、ホームページ等を活用して幅広く情報提供を行う。
5. 各種メディアの活用により、業界の社会的認知と地位の向上を図る。
6. 各地区トラック協会と連携して、協会未加入事業者の加入促進を図る。

<輸送秩序交通対策委員会>

1. 行政機関等と連携しトラック適正化二法の周知や輸送秩序の確立を図る対策を推進するとともに、関係法令の遵守徹底及び違法行為の排除に向けた取り組みを強化する。
2. 交通事故の撲滅を図るため、事故実態の詳細把握と要因分析により、交通事故防止に関する諸対策を推進する。
3. 飲酒運転の根絶を図るため、事業用トラックの飲酒運転事故事例を周知するなどの対策を徹底し意識の向上に努める。
4. 輸送の安全を確保するため、各種安全装置の普及促進を図り事故防止対策等を徹底する。
5. 整備不良等に起因する交通事故を防止するため、確実な点検整備を促進するとともに車輪脱落事故の撲滅を図る対策を効果的に推進する。
6. 運転者等の専門知識と資質の向上を図るため、各種助成事業を推進するとともに「トラックドライバー・コンテスト」の開催を通じ安全意識や運転技能の向上に努める。
7. 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立と、災害物流専門家の育成に努めるとともに、会員事業者及び自治体との情報共有を図る。

<労働委員会>

1. 「時間外労働の上限規制」及び「改正改善基準告示」の遵守に係る対策と荷主起因の長時間労働の是正対策を推進し過労死等の防止に努める。
2. 適正な労務管理と安全衛生水準の向上を図るとともに、陸災防や行政機関等と連携し労働災害防止対策を推進する。
3. 従来の商慣行を見直し取引環境の改善を図るため、トラック・物流Gメン等と連携しトラック適正化二法や中小受託取引適正化法（取適法）への対応及び荷主対策の深度化等の推進に向けた対策を講じる。
4. 労働環境改善や業界の社会的評価向上のため、行政機関等と連携した取り組みを推進するとともに、改正物流法等に係る物流効率化が図られるよう効果的な対策を推進する。
5. 求人情報サイトの利用促進や特定技能制度による外国人材の採用などの取り組みを推進するとともに、働きやすい職場環境の実現と安定的な人材の確保に努める。
6. 運転者の健康状態に起因する事故防止及び健康増進を図るため、各種助成事業を推進するとともに、感染症予防対策等について広報・啓発活動を行う。

<経営改善・DX推進委員会>

1. 経営基盤強化のため、輸送効率化及びIT化並びに物流DXの推進など、運行管理の高度化と生産性向上のための取り組みを推進する。
2. 標準的運賃の活用による適正運賃及び料金の收受など転嫁対策を推進する。
3. 従来の商慣行を見直し取引環境の改善を図るため、トラック・物流Gメン等と連携しトラック適正化二法や中小受託取引適正化法（取適法）への対応及び荷主対策の深度化等の推進に向けた対策を講じる。
4. 運転者の労働環境改善や業界の社会的評価の向上のため、行政機関等と連携した取り組みを推進するとともに、改正物流法等に係る物流効率化が図られるよう効果的な対策を推進する。
5. 持続可能な物流を実現するため、フェリー等航路の維持拡充及び高速道路料金の割引に相当する補助・助成制度創設の要望活動を行う。
6. 業界の人材育成と特定技能制度による外国人材の円滑な受け入れ体制の整備に関する対策を推進する。
7. 青年組織の交流を通じて、事業後継者並びに青年経営者の育成を図る。
8. 女性組織の交流を通じて、女性経営者の育成を図るとともに女性の活躍支援に向けた対策を推進する。

<環境対策・GX推進委員会>

1. 全日本トラック協会が策定した環境基本行動計画（環境ビジョン2030）を踏まえ、GX実現に向けた啓発活動を推進する。
2. 都道府県トラック協会と連携した統一行動によりエコドライブやアイドリングストップ等を推進し、社会との共生を図りつつ環境負荷の低減に努める。
3. 環境対応車及び省エネ機器の導入促進を図るとともに、代替燃料及び次世代新技術等に関する調査研究を行う。
4. カーボンニュートラルに向けた取組として、適切な車両の点検整備を推進するとともに植樹・育樹活動等を行う。
5. 各社のCO₂排出量の算定及び現状把握の重要性に関する理解の増進に努め、脱炭素社会の実現に寄与する。
6. 軽油の実勢価格を調査し、値上げ抑制のための情報提供を行う。
7. 事業用トラックの車両技術や保守管理並びに資材開発等についてディーラー等と情報交換を行う。

<道路委員会>

1. 安定的な輸送を確保するため、高規格幹線道路等ネットワークの早期整備とダブル連結トラック通行区間の更なる拡充等に向けた活動を推進し、道路利用者の利便性の向上に努める。
2. 高速道路の整備状況に見合った新たな割引制度の創設や道路通行及び車両に関する制度の簡素化並びに関係法令の緩和を求める運動を推進する。
3. 会員事業者の道路整備に関するニーズ及び道路の整備状況等の現状把握に努めるとともに調査研究を行う。
4. 道路整備の円滑な推進を図るため、道路管理者等との情報共有に努める。
5. 交通事故防止及びドライバーの労働環境改善を図るため、気象情報及び交通規制等について情報提供に努める。
6. 全ト協や他団体等との連携を図り、道路整備や渋滞対策並びにSA・PA・道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設拡充等に係る要望活動等を行う。

第3. 運輸事業振興助成交付金事業計画

運輸事業振興助成交付金は、昭和51年度の税制改正に際し、営業用トラックの公共性に配慮し、軽油引取税の税率に営自格差を設けるべきであるが、徴税技術上困難との理由により、これに代えて、輸送力の確保、輸送コストの抑制等を図るための施策を講ずることを目的に創設され、以来、トラック運送事業における安全対策、環境対策、適正化事業対策、輸送効率化対策、災害時の緊急輸送対策等に活用され、国民生活の安定向上、経済社会の発展に寄与してきた。

令和8年度も交付金事業計画として、トラック運送事業における安全・事故防止対策、環境・省エネ対策、労働対策、適正化事業の推進等の諸課題解決のために、従来どおり7事業を継続実施することとし、諸課題解決のための施策を積極的に推進する。

1. 緊急物資輸送体制整備事業

当協会及び各地区トラック協会は、北海道の地域防災計画に基づく指定地方公共機関の指定を受けている。また、北海道との「災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送に関する協定」の締結及び当協会と各地区トラック協会が連携して全道各市町村と締結した防災協定によって協力関係が一層強固なものになった。

このため当協会の災害時緊急輸送基本計画及び国民保護業務計画に基づく緊急輸送業務実施要綱等により緊急物資輸送体制の整備を図るとともに、北海道総合防災訓練、北海道原子力訓練、北海道運輸局災害時通信連絡訓練等に参加するなど、有事に備えた輸送体制整備を推進する。

また、大規模災害発生時における緊急物資輸送体制の更なる確立を図るため、災害物流専門家を育成するとともに各自治体との情報共有に努める。

2. 安全運行確保事業

(1) 適性診断の実施

交通事故防止を図るため、(独)自動車事故対策機構及び適性診断認定機関の適性診断(一般・初任・適齢(任意・義務))を受診する会員事業所の運転者に対し受診料を助成する。

(2) 運行管理者及び整備管理者研修の実施

安全運行の確保を図るため、運行管理者研修及び整備管理者研修を受講した会員事業所の管理者に対し受講料を助成する。

(3) 交通事故防止対策事業

会員事業者が第1当事者となる交通事故死亡者は9年連続で10名を下回っており、当協会が行う事故防止対策が会員事業者に浸透したものと考えられる。

引き続き、今年度も交通事故の発生を抑止するための諸対策を推進する。

運転者の運転技術向上のため、運転者技能競技会の開催をはじめ、道内の指定自動車学校(釧路市・苫小牧市)及び全ト協が指定する道外施設において実施する安全運転教育訓練(貨物自動車習熟課程等)の受講料を助成する。

また、優良運転者の表彰、プロが示す交通安全運動、運転経歴証明書交付手数料助成、安全装置等導入促進助成(ドライブレコーダー、後方視野確認支援装置等)、車輪脱落事故防止を図るトルクレンチ等導入促進助成のほか、初任運転者教育指導研修及び運転者対象の事故防止研修会並びに全道一斉交通事故防止運動の実施などを通じ、交通事故防止に対する意識の高揚を図り、広く北海道民に対し交通事故防止の広報を行うとともに、運転者の健康状態に起因する重大事故を防止し一層の安全運行確保のため、運転者の健康診断受診料及びドライバー健康起因事故防止助成(脳・心臓・眼科・人間ドック助成)を実施する。

(4) 地区安全運行対策推進事業

各地区トラック協会への委託事業として交通事故防止等の研修・講習事業、事業者訪問指導、各種街頭啓発や広報など、実効ある事業を展開する。

3. 共同施設整備事業

北海道トラック総合研修センター、各地区トラック研修センターの施設の整備と維持管理を行い、有効活用を図る。

4. 輸送サービス改善事業

(1) 広報事業

広報誌(TRUCKレポート北海道)を発行し、会員事業者への情報提供及び道内市町村等に配布しトラック運送事業の公共性と地域社会に果たしている役割などを周知する。

5. 適正化事業

(1) 輸送秩序確立対策

名義貸し行為、過積載運行及び過労運転等輸送秩序を阻害する要因の排除に努めるとともに、行政機関と連携して通報(違反)事業所、総合評価の低い既存事業所に対し重点的に巡回指導するなど適切な対応を図る。また事故防止・安全対策に関する指導、特に「特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。」の項目が適となるよう対策を講ずるとともに運輸安全マネジメントの円滑な推進を図る。

(2) 適正化事業指導員の資質の向上

巡回指導の充実、強化を図り、安全の確保や輸送秩序確立の方策について運輸安全マネジメントの観点から事業者にとって適切なアドバイスを行える指導員の育成のため、全国実施機関と連携し各種研修会等を行い指導力の向上を図る。また、巡回指導マニュアルに基づいた評価の均一的な巡回指導の実施のための周知徹底を図るとともに、各種研修とあわせ指導員同士の意思疎通を深める。

(3) 地方適正化事業の中立性・透明性の確保

地方適正化事業の中立性・透明性を確保するため、組織の見直しを行うとともに北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会における審議、答申を適正化事業の推進に反映させる。

(4) 行政機関との連携の強化

適正化事業の円滑な推進を図るため行政機関と緊密に連携し、速報制度及び新規許可事業者に係る新規巡回指導並びに乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導の強化への適正な対応等、連絡調整を密接に行うとともに巡回指導時に得た荷主の違反原因行為情報は支局のトラック・物流Gメンへ伝達する。

(5) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の円滑な推進

貨物自動車運送事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する「貨物自動車運送事業安全性評価事業」を事業者に周知徹底し安全意識の向上と認定率についても向上させる対策を各地区トラック協会と連携し、目標認定率31.5%以上に定め実践する。併せて荷主企業等に広く周知するとともに安全性評価事業者の利用の促進に努める。

(6) 巡回指導の確実な実施及びフォローアップ

巡回指導マニュアルに基づき、効率的・効果的な指導を強化するとともに、令和8年度の巡回指導目標数に向け、現行の巡回指導・組織体制等のあり方を見直す。

特に総合評価の低い事業者等に対し、重点的に巡回頻度を高めたフォローアップを推進する。なお、短縮重点巡回に於いても3回連続で改善されない場合は管轄の運輸支局に対し監査をお願いする。なお評価Cの事業者についても巡回指導の重点化を検討する。

6. 近代化基金会計繰入事業

トラック運送事業の近代化、合理化事業に対する円滑な資金融資を図るため、交付金会計から近代化基金会計へ繰入を行う。

7. 中央事業への出捐

令和8年度運輸事業振興助成交付金交付額の23.0%を「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき（公社）全日本トラック協会へ出捐する。